

# 栃木市議会基本条例 検証結果報告書



令和7年10月

栃木市議会 議会運営委員会

## **//// 目 次 ////**

|          |                       |                      |
|----------|-----------------------|----------------------|
| <b>1</b> | <b>はじめに</b>           | <b>P 1</b>           |
| <b>2</b> | <b>検証体制及び検証方法について</b> | <b>P 2</b>           |
| <b>3</b> | <b>検証結果について</b>       | <b>P 2 ～ P 6</b>     |
| <b>4</b> | <b>付言事項について</b>       | <b>P 7、P 8</b>       |
| <b>5</b> | <b>おすびに</b>           | <b>P 9</b>           |
| <b>6</b> | <b>参考資料</b>           | <b>P 1 0 ～ P 1 8</b> |

# Ⅰ はじめに

栃木市議会では、議会基本条例（以下「本条例」という。）を平成２３年３月に制定後、本会議のインターネット中継の実施や議会報告会の開催、予算・決算特別委員会の設置、さらには政務活動費の後払い方式や領収書のホームページ公開など、市民に開かれた分かりやすい議会を目指し、様々な議会改革に取り組んできた。

本条例では、「議会は、議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民意思を市政に反映させる最良の市政運営を目指す」ことを基本理念に掲げ、「市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資する」ことを目的としており、その手段として、議会、議員がそれぞれ担う役割を果たし、市民の負託に応えることができる議会運営、議会活動等を行うことを定めている。

また、本条例第２１条第１項では、「議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。」と規定していることから、令和７年２月に第１回目の委員会を開催し、以来計６回の会議を重ね、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、また、本条例に規定された各条文がその目的に合致しているのか等について活発な意見交換を行ったところである。

本検証では、全ての会議において、それぞれの委員が積極的に発言し、意見が分かれた条文等の検証においては、可能な限り熟議を重ねながら、委員全員の総意として委員会としての評価を導いたところである。

〔 栃木市議会基本条例 抜粋 〕

（目的）

第１条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

（達成状況の検証）

第２１条 議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

２ 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

３ 第１項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

## 2 検証体制及び検証方法について

本委員会における検証については、議会基本条例達成状況検証実施要領を定め、取り組むこととした。（詳細はP 11～13を参照）

## 3 検証結果について

| 条 文                        | 評 価 | 評 価 内 容                                                                                                                  |
|----------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前文                         | —   | (検証対象外)                                                                                                                  |
| 第1条（目的）                    | —   | (検証対象外)                                                                                                                  |
| 第2条（議会の使命）<br>第1項（市民意向の反映） | A   | 議会報告会を通じたアンケートや市民団体との意見交換を行うとともに、常任委員会において市民団体等と意見交換を行うことで市民の意見把握に努めた。<br>また、各議員活動の中でも支援者等の意見を聴取し、一般質問等を通じて市政への反映を図っている。 |
| 第2項（透明性等の確保）               | B   | 本会議の様子をケーブルテレビやインターネットで生配信するとともに、議会だよりの発行や議会からのお知らせを配布するなど、公正性、透明性の高い情報発信に努めているが、市民に開かれた議会を実現するためには、さらに積極的な情報発信が必要である。   |
| 第3項（政策立案等強化）               | B   | 会派等による政策提言は行っているが、市民生活向上の為の政策立案や政策条例の制定等に向けて、議員の資質の向上を図り、政策立案機能の強化に取り組む必要がある。                                            |
| 第4項（自由な討議）                 | B   | 常任委員会における請願等の審査の際や会派内において、討議を実施することはあるものの、議会全体としては十分とは言えないことから、さらなる活性化に向け、自由討議の対象や実施方法等について検討が必要である。                     |
| 第5項（執行機関の監視）               | B   | 一般質問、委員会審査、及び研究会等を通じて執行機関を監視しており、議案の撤回・再提出となった案件もあったが、より多くの議員が自らの意見等を発言することで、さらなる監視・評価機能を発揮できる議会となる必要がある。                |
| 第6項（市民への説明責任）              | A   | 議会だよりの充実や議会報告会の実施方法の工夫などにより、市民に対して分かりやすい説明に努めた。<br>ただし、情報の発信方法は継続的な改善を行っていくべきものである。                                      |
| 第7項（議会改革の推進）               | B   | 議会改革検討委員会を設置し、積極的に取り組んでいるが、さらに活発な議論や市民からの意見の反映など一層の努力が必要である。                                                             |

| 条 文                        | 評 価 | 評 価 内 容                                                                                  |
|----------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条（議長の使命）<br>第1項（中立公正）    | B   | 各会派、議員の意見を聴取し、中立公正な立場で丁寧な運営を行っているが、議長のリーダーシップや中立公正な運営をさらに期待したい。                          |
| 第2項（分かりやすい運営）              | B   | 議案資料等を常に市民が閲覧できるよう提供しているが、さらなる資料の充実に期待したい。                                               |
| 第3項（事務局の指揮監督）              | B   | 議長は、副議長と連携し事務局職員の指揮監督と能力向上に当たっているが、議会機能の強化のため、さらに事務局職員の能力向上に取り組むことを期待したい。                |
| 第4項（議会改革の推進）               | B   | 議会改革検討委員会を設置し、様々な改革や改善に取り組んでいるが、さらに、議長がリーダーシップを発揮し、改革に取り組む姿勢を期待したい。                      |
| 第4条（議員の使命）<br>第1項（誠実公正な活動） | A   | 各議員において、議員の使命を自覚し、誠実な議会活動に努めている。                                                         |
| 第2項（市民意見の反映）               | B   | 市民からの意見や要望等に対しては、一般質問等の議会活動を通して市政への反映に努めているが、市民全体を対象とした意見の把握についてさらに取り組む必要がある。            |
| 第3項（情報発信）                  | B   | 第2条第4項（議会の使命）との関連もあるが、議会全体としては十分とは言えないことから、自由討議をしやすい環境づくりに努め、情報発信まで行うことができるよう調査研究が必要である。 |
| 第4項（法令遵守）                  | A   | 議員一人ひとりが市民の代弁者であることを自覚し、高い規範意識を持って行動している。                                                |
| 第5項（資質向上）                  | B   | 視察や研修会に積極的に参加し、自己研さんに努めているが、議員間で個人差が見受けられるため、さらなる資質の向上を目指す必要がある。                         |
| 第5条（会派）<br>第1項（会派の結成）      | B   | 各議員の意見を尊重しつつ、政治理念や考え方を同じくする議員で会派を結成している。<br>会派内での考え方や理念の共有については、さらに研さんが必要である。            |
| 第2項（会派内の合意形成）              | A   | 会派制の趣旨に則り、議案の審査等について、会派内で議論し、議員間の合意形成を図っている。                                             |
| 第6条（会議の公開）                 | A   | 全ての会議を原則公開しているほか、本会議のインターネット配信やケーブルテレビのライブ中継の実施、また、ホームページや議会だより等を活用し、積極的に議会の情報を公開している。   |
| 第7条（市民との連携）<br>第1項（参考人制度等） | B   | 十分に活用されているとは評価できない状況であり、重要議案など、案件によっては参考人制度や公聴会制度を活用すべきである。                              |
| 第2項（請願等の意見陳述）              | B   | 請願・陳情提出者からの意見陳述の申し出に基づき、意見聴取を実施している。                                                     |
| 第3項（意見交換の場）                | B   | 議会報告会や各種団体等を通して意見交換を実施しているが、回数や方法など改善すべき点が見受けられる。                                        |
| 第8条（議会報告会）                 | A   | 毎年1回開催できた。<br>ただし、実施方法や対象とする内容などさらに改善の余地がある。                                             |

| 条 文                              | 評 価 | 評 価 内 容                                                                                                                           |
|----------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 9 条（質疑の方法）<br>第 1 項（一問一答）      | A   | 本会議における一般質問、及び各委員会における質疑等については、一問一答方式により実施できていた。<br>ただし、議員間に個人差があり、一般質問の再質問において、一問一答方式が崩れることが一部で見受けられたので、さらなる研さんが必要である。           |
| 第 2 項（的確な回答の要求）                  | B   | 一問一答方式により、常に的確な回答が得られるよう、一般質問等に取り組んでいるが、個人差もあるため、一部達成の状況と評価する。                                                                    |
| 第 3 項（反問）                        | B   | 頻繁に行われてはいないものの、質疑内容の確認を行った事例はあり、反問ができる環境は整っていると評価できる。<br>ただし、本条項の取り扱いは、継続的に研究が必要である。                                              |
| 第 1 0 条（政策等の形成）<br>第 1 項（説明の要求）  | A   | 議員研究会や各常任委員研究会を活発に開催し、市の施策や事業等について説明を受け、検討・審議を行っている。<br>ただし、政策等の水準を高めるためという目的を実現するには、さらに、規定の内容を網羅するよう説明の充実を求めていく必要がある。            |
| 第 2 項（資料の要求）                     | B   | 予算・決算審議の充実を図るため、予算の概要や決算状況報告書、また、主要事務事業等に関する参考資料の提出を求め、詳細な審査に取り組んでいる。<br>ただし、より一層の審査の充実を図るため、予算・決算の特別委員会の在り方について再考する余地があるものと評価する。 |
| 第 3 項（総合的な判断）                    | B   | 政策等の審議では、執行部からの説明・報告を聴取し判断しているが、議員個人には温度差もあり、十分な審議という段階には至っていない事案もある。                                                             |
| 第 1 1 条（政務活動費）<br>第 1 項（厳正適切な活用） | A   | 条例、規則、使途基準（政務活動費マニュアル）に従い、適正に政務活動費を活用している。                                                                                        |
| 第 2 項（透明性等の確保）                   | A   | 収支報告書や領収書等を議会ホームページ等に掲載するなど、透明性の確保に取り組むとともに、市民への説明責任を果たしている。<br>また、政務活動費のさらなる透明性の向上と適正な支給方法とするため、完全後払い方式を採用している。                  |
| 第 1 2 条（議会事務局）                   | A   | 各種研修等への職員派遣により、事務局の調査及び法務機能の強化に努めている。<br>ただし、法務機能については、さらなる研さんが必要である。                                                             |
| 第 1 3 条（議員研修）<br>第 1 項（研修の充実）    | A   | 会派及び議員個人により、研修等の充実強化を図り、能力向上に努めている。<br>ただし、政策形成及び立案能力の向上につなげるためには、さらに充実を図る必要がある。                                                  |
| 第 2 項（研修会開催）                     | A   | 全議員を対象に毎年 1 回以上外部有識者による講演会等の研修会を実施している。                                                                                           |
| 第 3 項（財政措置等の要求）                  | B   | 政策形成等の活動に関する必要な政務活動費の予算は確保されていると評価できる。<br>ただし、その他の取り組みの充実を図る必要がある。                                                                |

| 条 文                               | 評 価 | 評 価 内 容                                                                                                          |
|-----------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 4 条（議会図書室）                    | A   | 誰もが議会図書室を利用できる環境は確保されている。                                                                                        |
| 第 1 5 条（議会広報）<br>第 1 項（議会独自の周知）   | B   | 議会だよりやホームページの充実、ケーブルテレビでの生放送、インターネットによる映像配信など、様々な手法により市民への周知に努めていると評価できる。<br>ただし、議会独自の視点での情報提供、市民への浸透については課題がある。 |
| 第 2 項（広報活動）                       | B   | 議会だよりの発行、議会報告会での報告など、多様な手段により広報活動に努めていると評価できる。<br>ただし、多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらうまでには至っておらず、さらに広報活動の充実強化を図る必要がある。      |
| 第 1 6 条（議員定数）                     | B   | 議会内に議員定数及び議員報酬検討委員会を設置し、検討を行っており、今後、改正する場合には、本条に従って手続きを行う。                                                       |
| 第 1 7 条（議員報酬）                     | B   | 議会内に議員定数及び議員報酬検討委員会を設置し、検討を行っており、今後、改正する場合には、本条に従って手続きを行う。                                                       |
| 第 1 8 条（政治倫理）<br>第 1 項（倫理的行動）     | B   | 市議会議員という立場を自覚し、その職責に基づいて行動している。<br>ただし、一部に倫理を欠く事例があったことから、改めて、政治倫理の確立が必要である。                                     |
| 第 2 項（条例の制定）                      | A   | 本条例の規定に基づき、栃木市議会政治倫理条例を制定した。（平成 25 年 12 月 20 日）                                                                  |
| 第 1 9 条（他の条例との関係）                 | A   | 議会における最高規範として位置付けられており、議会に関する条例制定の際には、本条例との整合性を確認している。                                                           |
| 第 2 0 条（議会等の責務）                   | A   | 本条例の理念及び本条例に基づく条例等を遵守して議会を運営している。                                                                                |
| 第 2 1 条（条例の検証）<br>第 1 項（検証方法、主体等） | A   | 本条例の規定に基づき、一般選挙前に議会運営委員会において検証している。                                                                              |
| 第 2 項（検証結果の公表）                    | A   | 議会だよりやホームページにおいて検証結果を公表し、必要に応じて適切な措置を講じていく。                                                                      |
| 第 3 項（検証結果の引継ぎ）                   | A   | 本検証の結果を改選後の議会に引き継いでいる。<br>なお、改選後、当選一期目の議員に対しては、本条例の理念も含めて研修を行うべきである。                                             |
| 第 2 2 条（見直し手続）                    | —   | （検証対象外）                                                                                                          |

## 評価の内訳

| 評価結果     |                          | 項目数 |
|----------|--------------------------|-----|
| A（達成）    | 当該条項は概ね（８割程度）その目的を達成した。  | 21  |
| B（一部達成）  | 当該条項は一部（５割程度）その目的を達成した。  | 26  |
| C（未達成）   | 当該条項は、目的を達成できなかった。（３割以下） | 0   |
| ―（検証対象外） | 当該条項は、検証の対象外とする。         | 3   |

本検証においては、達成（A評価）又は一部達成（B評価）のいずれかの評価であったものの、A評価は半数以下となった。

B評価となった項目については、各項目において様々な取り組みは行っているものの、評価内容に記載のとおり課題や取り組み内容の質の向上の必要性が指摘されるなど、さらなる強化、充実が必要という認識が共有されたため、現状に満足することなく、改善に取り組むべき項目として一部達成と評価したものである。

なお、一部達成とされた条文に対する主な取り組みについては、次の付言事項で指摘することとする。

## 4 付言事項について

本条例は、市民の要望や本市議会の実情のみならず、社会情勢の変化、或いは市民への分かりやすさなど、様々な事項に関して適切に対応し改善することで、その最高規範性が保たれるものと考えられる。

今回の検証において、B評価となった条項を中心に、特に対応が必要と思われる次の事項について検討されたく、付言することとする。

### (1) 情報発信の強化について

本条例には、複数の条項において、議会又は議員から市民に対する情報発信に関する規定があるが、本検証においてはケーブルテレビやインターネット中継、議会だよりの発行、議会報告会の開催等、様々な手段を用いて情報発信をしているものの、十分とは言えないとの評価となった。

情報の市民への浸透や関心度の向上、また、議会独自の視点での情報発信に課題があるものと認識されていることから、今後においては、そのような課題意識を持ち、継続する取り組みについては多くの市民に議会に対する関心を持っていただけるよう機会や内容の充実に努めるとともに、新たな情報発信の在り方も併せて検討していただきたい。

### (2) 市民との連携や意見交換等について

本条例には、複数の条項において、市民との連携や意見交換に関する規定があるが、本検証においては議会報告会を中心にその機会の確保に努めているものの、十分とは言えないとの評価となった。

参考人制度等の活用、意見交換の回数や相手方の選定に課題があるものと認識されていることから、今後においては、広く、様々な立場の市民の意見を聴く機会の充実に議会全体として取り組むとともに、また、議員個人の活動においても取り組みの充実、強化に努めていただきたい。

### (3) 政策の立案・形成について

本条例には、複数の条項において、政策立案や政策形成に関する規定があるが、本検証においては、政策立案機能の強化やそれに向けた議員の資質向上、執行部からの説明資料の提供等が十分とは言えないとの評価となった。

政策の立案・形成の強化は、研修機会や内容の充実等による議員一人ひとりの資質の向上、市民の意見を把握する機会の充実、執行部に対する説明機会や資料の充実の要請など、様々な面での取り組みが必要と思われるので、多角的な視点

で充実、強化に努めていただきたい。

なお、政策の形成において、特に予算・決算の審査の充実に向けては、特別委員会の在り方を継続的に検討しており、これまでも様々な見直しを行ってきたが、より充実した審査となるよう検討を継続していただきたい。

#### **（４）議員間の活発な自由討議について**

第２条第４項及び第４条第３項においては、議会は言論の府として、自由な討議を行うことにより、市政の論点等を明らかにすることとしており、自由討議の実施に向けた環境整備に努めてきたが、実情としては、常任委員会における請願等の審査の際や会派内で行うに留まっており、議会全体としては十分とは言えないとの評価となった。

市政の課題に対する論点、争点を明らかにし、市民に対して情報発信を行うという条項に記載された状態の実現に向けて、引き続き自由討議の活性化について検討していただきたい。

#### **（５）議員定数及び議員報酬について**

第１６条の議員定数及び第１７条の議員報酬について、今任期において議会内に議員定数及び議員報酬検討委員会を設置し、報酬の在り方を中心に検討を行い、改正の判断については次期任期に申し送りとなった。

次期任期において、改正する場合には、本条例の規定に従って、市民の多様な意見の反映、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にし、手続きを進めていただきたい。

#### **（６）政治倫理について**

第１８条第１項の政治倫理について、一部に倫理を欠くという事例があったとの意見が出され、全体として一部達成という評価となった。

議員一人ひとりが改めて市民の代表として、その職責に伴う倫理性を常に自覚して議員活動に当たっていただきたい。

## 5 おすびに

議会基本条例の検証は、今回で3回目を迎えた。

制定当時と比較して、議会改革や情報発信の強化など、市政や市議会の発展に向けて様々な取り組みを推進してきたところであるが、今回の検証を通じて、改めて、現状と課題を認識し、さらに強化、充実すべき取り組みを明確にできたことは、大変意義のあるものであった。

本条例は議会における最高規範であり、検証を通じて明らかになった課題に対応することは、市民の負託に応える第一歩と考える。

次期任期となる改選後の議会においても、本条例の理念と今回の検証で得た取り組むべき課題を全議員が共有し、よりよい市議会を目指して、多くの議員が参画のうえ協議し、議員一人ひとりが自らの課題として本条例の目的達成に向けた取り組みを推進することを期待したい。

## 6 参考資料

- ・ 議会基本条例達成状況検証実施要領  
（決定当時） P 1 1、P 1 2
- ・ 検討経過 P 1 3
- ・ 委員名簿 P 1 3
- ・ 栃木市議会基本条例 P 1 4～P 1 8

# 議会基本条例達成状況検証実施要領

本要領は、議会基本条例第21条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の公表方法を定めることとする。

## 1 検証の方法等について

### (1) 検討体制

①議会運営委員会 委員長 大谷 好一 副委員長 小久保 かおる  
委員 小太刀 孝之 針谷 育造 福富 善明  
中島 克訓 関口 孫一郎

②議長 梅澤 米満 副議長 針谷 正夫

(議長及び副議長については、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を経て発言することができる。なお、採決には加われないこととする。)

### (2) 検証の進め方

①全22の条項について、1条1項ずつ検証を行うこととする。

②検証は3段階で評価することとする。

③評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとする。

④検証については、別紙1の達成状況検証表により行うこととする。

#### 【評価の段階】

|        |   |                          |
|--------|---|--------------------------|
| A：達成   | … | 当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。  |
| B：一部達成 | … | 当該条項は一部（5割程度）その目的を達成した。  |
| C：未達成  | … | 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下） |
| —：対象外  | … | 当該条項は、検証の対象外とする。         |

## 2 検証結果の公表について

### (1) 市ホームページや議会だよりへの掲載について

本委員会における検証の結果については、市ホームページや議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図ることとする。

### (2) 市民説明会の開催、又はパブリックコメントの実施について

条例の検証を行い、条文の見直しにより条例改正の必要が生じた場合には、本条例の趣旨にのっとり、市民説明会又はパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する場を設けることとする。

## 3 その他

### (1) 議会への報告について

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会等の場で報告を行うこととする。

(2) 検討スケジュールについて

本委員会における検討スケジュールについては、別紙2のスケジュール表を基本とし、検証作業を進めることとする。

## 検討経過

| 回次 | 開催年月日     | 協議内容                                                      |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 1  | 令和7年2月14日 | ・議会基本条例達成状況検証実施要領（案）について                                  |
| 2  | 令和7年3月26日 | （会議時間の確保が困難となり協議中止）                                       |
| 3  | 令和7年4月14日 | ・検証スケジュールの変更について<br>・議会基本条例達成状況の検証について<br>（第1条から第5条までの検証） |
| 4  | 令和7年5月30日 | ・議会基本条例達成状況の検証について<br>（第6条から第12条までの検証）                    |
| 5  | 令和7年7月7日  | ・議会基本条例達成状況の検証について<br>（第13条から第17条までの検証）                   |
| 6  | 令和7年8月8日  | ・議会基本条例達成状況の検証について<br>（第18条から第22条までの検証）                   |
| 7  | 令和7年9月25日 | ・議会基本条例検証結果報告書（案）について                                     |

## 委員名簿

| 職名          | 委員名     | 備考            |
|-------------|---------|---------------|
| 委員長         | 大谷 好一   | 第5回目の会議まで（※1） |
|             | 関口 孫一郎  | 第6回目の会議から（※2） |
| 副委員長        | 小久保 かおる |               |
| 委員          | 小太刀 孝之  |               |
| 委員          | 針谷 育造   |               |
| 委員          | 福 富 善 明 |               |
| 委員          | 中 島 克 訓 |               |
| 委員          | 関口 孫一郎  | 第5回目の会議まで（※2） |
| 委員          | 青 木 一 男 | 第6回目の会議から     |
| オブザーバー（議長）  | 梅 澤 米 満 |               |
| オブザーバー（副議長） | 針 谷 正 夫 | 第4回目の会議まで     |
| オブザーバー（副議長） | 大 谷 好 一 | 第6回目の会議から（※1） |

※1 大谷好一議員は、副議長就任に伴い、委員長及び委員を辞任し、第6回目以降はオブザーバー（副議長）として参加。

※2 関口孫一郎議員は、第5回目までは委員として出席し、第6回目以降は委員長として参加。

## ■ 栃木市議会基本条例

### 〔前文〕

地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任のもと、議会の役割と責任は益々大きくなっている。

市民から選挙で選ばれた議員で構成される議会は、同じく選挙で選ばれた市長と共に、二代表制のもと、市民の代表機関として、地方自治の本旨に従い、市民本意の市政を実現する責任がある。

その責任を果たすため、議会は、議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民意思を市政に反映させる最良の市政運営をしなければならない。

栃木市議会は、ここに栃木市議会基本条例を制定し、その理念に基づいて規定を遵守することにより、市民に信頼され開かれた議会とすることを決意する。

### （目的）

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

### （議会の使命）

第2条 議会は、市民の代表機関であることを認識し、市民の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努め、市民福祉の向上を図らなければならない。

2 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的に行い、市民に開かれた議会を実現し、市民自治の推進に努めなければならない。

3 議会は、活力あるまちづくりに寄与するため、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなければならない。

4 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじなければならない。

5 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保ち、政策及び事務の執行を監視し、評価しなければならない。

6 議会は、市民に説明責任を果たすため、市民にとって分かりやすい説明に努めなければならない。

7 議会は、市民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進しなければならない。

(議長の使命)

第3条 議長は、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供するなど、分かりやすい議会運営を行わなければならない。
- 3 議長は、議会事務局職員を指揮監督し、能力の向上を図るよう努めなければならない。
- 4 議長は、議会の代表者として、議会のあり方を常に見直し、議会改革を推進するよう努めなければならない。

(議員の使命)

第4条 議員は、二代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して、誠実かつ公正に活動しなければならない。

- 2 議員は、市政全般について市民の意見を的確に把握し、十分に検討判断の上、市政に反映させなければならない。
- 3 議員は、自由闊達な討議をととして市政の論点、争点を明らかにし、市民に対し、積極的に情報発信を行わなければならない。
- 4 議員は、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとらなくてはならない。
- 5 議員は、自己の能力を高める日常の研さんによって、議員として資質の向上に努めなければならない。

(会派)

第5条 議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

(会議の公開)

第6条 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議を始めすべての会議を原則として公開し、透明性を確保するものとする。

(市民との連携)

第7条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 3 議会は、市民の意見を政策提案に反映させるため、市民、市民団体等との意見交換の場を設けるものとする。

(議会報告会)

第8条 議会は、年1回以上議会報告会を開催し、市民との意見交換を行うものとする。

(質疑の方法)

第9条 議会は、市民に分かりやすくするため、本会議、委員会その他の会議（以下「本会議等」という。）における質疑応答を、原則として、一問一答の方式により、論点を明確にして行うものとする。

- 2 議会は、本会議等の質疑応答において、市長等に対し、的確に回答するよう求めるものとする。
- 3 市長等は、本会議等の質疑応答において、質疑の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(政策等の形成過程の説明及び審議)

第10条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする理由及び背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 総合計画上の根拠又は位置づけ
  - (4) 検討した他の政策案等の内容
  - (5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (6) 検討過程における市民参加の状況
  - (7) 関係法令及び条例等
  - (8) 政策等の実施に係る財源措置
  - (9) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。
  - 3 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、説明資料を検証して十分な審議を尽くし、総合的に判断するものとする。

(政務活動費)

第11条 会派及び議員は、政務活動費を政策立案及び調査研究に資するため、厳正かつ適切に活用するものとする。

2 会派及び議員は、公正性及び透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

3 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動のため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう市長等に対して求めることができる。

(議会図書室)

第14条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

(議員定数)

第16条 委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員報酬)

第17条 委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員に関する政治倫理は別に条例で定める。

(他の条例との関係)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(達成状況の検証)

第21条 議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 第1項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第36号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。